

## 令和6年度 第1回小田原市成年後見制度利用促進審議会 会議録

日 時：令和6年8月26日（月）14：00～15：40

場 所：小田原市役所3階 議会全員協議会室

### 日 程

- 1 開 会
- 2 委員の委嘱
- 3 市長挨拶
- 4 委員の自己紹介
- 5 市職員等の紹介
- 6 議 事
  - (1) 会長及び副会長の選出
  - (2) 報告事項
    - (ア) 小田原市成年後見制度利用促進審議会の概要等について
    - (イ) おだわら成年後見支援センターTOMONI（ともに）の運営状況等について
  - (3) その他
- 7 次回会議の日程等について
- 8 閉 会

| 発言者              | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 福祉健康部副<br>部長（吉田） | <p>皆様、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、また、お暑い中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>定刻となりましたので、只今から、令和6年度第1回小田原市成年後見制度利用促進審議会を開会いたします。</p> <p>申し遅れましたが、私は、福祉健康部副部長の吉田でございます。よろしくお願いいたします。後ほど、本審議会の会長及び副会長を選出していただくこととなりますが、会長選出までの間、私の方が進行役を務めさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。</p> |

なお、押田委員におかれましては、本日、都合により欠席となっておりますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、次第の２「委員の委嘱」でございます。これから、加藤市長が各委員に委嘱状を交付いたします。市長が順番にお席を回りますので、お名前を呼ばれましたら、その場でご起立をいただきまして、お受け取りをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

加藤市長                   （委嘱状の交付）

福祉健康部副  
部長（吉田）           続きます。加藤市長からご挨拶申し上げます。市長お願いします。

加藤市長                   皆様、本日はお忙しい中、この審議会にご参集賜りまして、ありがとうございます。只今、委嘱をさせていただきましたが、お引き受けいただき、心から感謝申し上げます。

以前の任期３期１２年間、「命を大切にする小田原」ということで、特に様々なサポートを必要とする方たちへの対応というものを大事にして取り組んできた１２年間でありましたが、また戻ってまいりまして、もうすでに３か月余りが経過をしております。命と暮らしが最優先ということをずっと申し上げてまいりまして、戻ってきってから、少し手薄になりがちだった福祉健康部の方にも人員の補強をしたりしながら、再びこの支えて行く体制の強化に向けて、市民の皆様のお力をいただきながら取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、本市では「人が育ち、人が出会い、つながり、支え合うコミュニティづくり」ということで、これは高齢者の方のみならず、障がいを持った方たちを対象にしたいろいろな取り組みを進めてきております。皆様方ご承知のとおり、釈迦に説法でございますけれども、高齢者の方、介護保険の適用の対象となるような方が年々増え続け、また障がいを持った方も地域の中で増え続けて行く中で、この行政や市

役所といったものの持っている人的な、あるいは財源的な資源というものも、決して十分ではない中で、地域で活躍されているいろいろな専門分野の方たちには、大変お力添えをいただいて、なんとか支えているところでございます。

今回、皆様方にご議論いただく成年後見制度につきましても、ご承知のとおり、全国では適用を受ける方が年々増えておりますし、本市でも今 500 人余りということで承知をしておりますが、まだまだ、この制度の周知等が行き届いていないということ、また、この利用の申請に当たっては、なかなかご本人ができないということもあったり、市長の申立ての件数も今増えているところなのでございますが、やはり、この制度の徹底、また、後見に至る前のいろいろな面でのサポートも必要な状況だということも承知をしております。これから、そういった方が、適用をされるべき方たちが、地域の中で増えて行く状況でありますので、この趣旨の徹底、周知、また、適用に向けていろいろなサポートを我々行政はもとより、皆様方のお力添えをいただきながら取り組んで行かなければなりません。今回はそうした観点に基づきまして、是非闊達なご議論をいただいて、また、ご意見をいただいて、この制度がしっかりと適用されていく方向で進めてまいりたいと思いますので、何とぞ、ご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

福祉健康部副  
部長（吉田）

ありがとうございます。続きまして、次第の 4 番目になります。  
「委員の自己紹介」でございます。委員の皆様方から自己紹介をお願いしたいと存じます。お名前、それから成年後見制度との関わり等々を時間の都合もございますので、1 分程度でお話をいただければ幸いに存じます。

お手元の資料の 1 「小田原市成年後見制度利用促進審議会委員名簿」に沿って、名簿順にお願いをしたいと思います。係員がマイクをお持ちいたします。それでは、浅沼委員の方から順番にお願いいたします。

各委員

（自己紹介）

|                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 福祉健康部副<br>部長（吉田） | <p>どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>続きまして、市職員等の紹介でございますが、市長におきましては、この後、別の公務の予定がございます。誠に申し訳ございませんが、ここで退席とさせていただきます。</p> <p>（市長退室）</p>                                                                                                                                                                                                      |
| 福祉健康部副<br>部長（吉田） | <p>それでは、改めまして、次第の５番目になりますが、「市職員等の紹介」をさせていただきます。資料の２「市職員等出席者名簿」がございますので、併せてご覧いただければと存じます。</p> <p>（職員紹介）</p>                                                                                                                                                                                                                      |
| 福祉健康部副<br>部長（吉田） | <p>それでは、続きまして、次第の６「議事」に入りたいと思います。</p> <p>まず（１）会長及び副会長の選出でございます。お手元の資料３審議会関係例規集の２ページ、「小田原市成年後見制度利用促進審議会規則」をご覧いただきたいと思います。</p> <p>こちらの規則では、本審議会の組織、運営等に関する事項を定めております。会長及び副会長の選出につきましては、第４条に規定がございます。委員の互選により定めることとしております。</p> <p>早速ではございますが、まず、会長から選出をしたいと存じますが、自薦・他薦を問わずご提案等がございましたら、挙手をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。</p> <p>（挙手なし）</p> |
| 福祉健康部副<br>部長（吉田） | <p>ご提案等ないようでございますので、事務局から会長候補のご提案をさせていただきたいと存じます。ご異議等ございませんでしょうか。</p> <p>（異議なし）</p>                                                                                                                                                                                                                                             |

|                  |                                                                                                                                                |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 福祉健康部副<br>部長（吉田） | それでは事務局、お願いいたします。                                                                                                                              |
| 福祉政策課長<br>（石井）   | それでは、事務局からご提案させていただきます。事務局といたしましては、前任期中、本審議会の会長をお務めいただいた浅沼委員を再度、会長候補として、ご提案させていただきたいと存じます。                                                     |
| 福祉健康部副<br>部長（吉田） | ありがとうございます。事務局の方から浅沼委員を会長とするご提案がございました。浅沼委員におかれましては、お引き受けいただけますでしょうか。                                                                          |
| 浅沼委員             | はい、お引き受けいたします。                                                                                                                                 |
| 福祉健康部副<br>部長（吉田） | ありがとうございます。<br>それでは、本審議会の会長は、浅沼委員に決定をしたいと存じます。委員の皆様、拍手をもって、ご承認をお願いしたいと存じます。                                                                    |
| 一同               | （拍手）                                                                                                                                           |
| 福祉健康部副<br>部長（吉田） | ありがとうございます。<br>それでは、これより会長の議事進行となりますので、お席の方の準備をいたします。一旦、休憩とさせていただきます。準備が整い次第再開にしたいと思います。                                                       |
|                  | （暫時休憩）                                                                                                                                         |
| 福祉健康部副<br>部長（吉田） | それでは、準備が整いましたので、会議を再開をさせていただきます。休憩前に会長の選出が終わっております。ここからの議事につきましては、小田原市成年後見制度審議会規則第5条第1項の規定によりまして、会長に議長をお願いしたいと存じます。<br>それでは、浅沼会長、よろしくお願いいたします。 |

|        |                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会長（議長） | <p>改めまして、浅沼と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>早速ですが議事を進めてまいります。円滑な議事進行にご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>次第の6「議事」の（1）のうち、副会長の選出を議題といたします。</p> <p>副会長の選出につきましても、委員の互選により定められることとされておりますので、自薦・他薦を問わずご提案がありましたら、挙手をお願いいたします。いかかでしょうか。</p> <p>（挙手なし）</p> |
| 会長（議長） | <p>なかなか提案も手も挙げづらいところかと思えますけれども、提案がなさそうですので、私の方から副会長候補の方を提案させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>（異議なし）</p>                                                                                                                                         |
| 会長（議長） | <p>私といたしましては、前年度に引き続き、古澤委員に副会長をお願いしたいと思いますが、古澤委員いかがでしょうか。</p>                                                                                                                                                                                  |
| 古澤委員   | <p>はい、お引き受けいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                          |
| 会長（議長） | <p>ありがとうございます。それでは、本審議会の副会長は古澤委員に決定いたしたいと思いますので、拍手をもって、ご承認をお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                       |
| 一同     | <p>（拍手）</p>                                                                                                                                                                                                                                    |
| 会長（議長） | <p>ありがとうございます。それでは、古澤委員は資料をお持ちになって、こちらの席にご移動をお願いいたします。</p> <p>（古澤委員が副会長席へ異動）</p>                                                                                                                                                               |

|                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会長（議長）         | <p>それでは、次の議事に入ります前に、本審議会の規則及び会議の公開について、事務局から説明があります。よろしくお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 福祉政策課長<br>（石井） | <p>本審議会の規則及び会議の公開について、ご説明させていただきます。</p> <p>委員の改選により初めて本審議会へご出席される委員の方もいらっしゃると思いますので、改めて本審議会の規則及び会議の公開について、ご説明させていただきます。</p> <p>お手元の資料３「審議会関係例規集」の２ページ、「小田原市成年後見制度利用促進審議会規則」をご覧ください。第３条第２項に委員の任期は２年とされております。本審議会が設置され、最初の委員の任期は令和４年８月２４日から令和６年８月２３日までの２年間でございましたことから、この度、委員の改選となりました。</p> <p>また、第５条第２項で委員の定足数を定めております。２分の１以上の出席で会議が成立いたしますことから、本日の出席者は９名でございますので、本日の会議は成立いたします。</p> <p>次に４ページ、「小田原市情報公開条例」の抜粋をご覧ください。４ページでございます。本市では、情報公開条例第２４条におきまして、審議会等の会議の公開について定めております。「他の法令等により特別の定めがあるとき」、個人情報などの「非公開情報について審議、審査、調査等をするとき」、「公開することにより公正又は円滑な運営が著しく阻害されると認められる場合で、審議会等が全部又は一部を公開しないこととしたとき」、この３つの場合を除いては、会議を公開することとしております。</p> <p>本日の会議は、只今申し上げました除外規定に当てはまる事項はございませんので、会議を公開することとなります。</p> <p>また、審議会等の会議の公開方法につきましては、５ページ、「小田原市審議会等の会議の公開に関する要綱」の第４条及び７ページ、「小田原市成年後見制度利用促進審議会の会議の傍聴に関する要領」並びに９ページ、「要領第５条第５号ただし書の許可基準等」に基づ</p> |

き、「当該会議の傍聴を希望する者にその傍聴を認めることにより」を行います。

そこで、本日の会議の傍聴者ですが、現在のところ、傍聴希望者はいません。

なお、会議の終了後には、「小田原市審議会等の会議の公開に関する要綱」の第6条の規定に基づき、会議録を作成して公開する必要があるため、会議を録音させていただいております。こちらはご了承いただきたいと存じます。

説明については、以上でございます。

会長（議長）

ありがとうございました。只今の事務局からの説明にご質問、ご意見がありましたら、挙手をお願いいたします。

（質問、意見なし）

会長（議長）

ご質問、ご意見ないようですので、それでは議事を進めてまいります。

議事事項の（２）報告事項（ア）「小田原市成年後見制度利用促進審議会の概要等について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

福祉政策課長  
（石井）

それでは、ご説明させていただきます。資料４「成年後見制度利用促進事業の概要」をご覧ください。

本日は、本審議会の委員の任期が満了となりまして、委員の改選後、初めての会議でございます。そして、新たに４名の方がこの審議会委員となられましたので、「小田原市成年後見制度利用促進審議会の概要等について」ご説明をさせていただきます。

成年後見制度の利用を取り巻く状況につきましては、現在、高齢者、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者数は増加傾向にございまして、この状況は、今後もしばらくの間は継続すると考えられます。そうしますと、当然のことながら、これに比例するように成年後

見制度の利用ニーズも増えてくるものと予測されます。

現在、成年後見制度の利用者数は年々増えてはおりますが、認知症高齢者や障がい者の人数と比較いたしますと制度が十分に利用されていない状況にあります。

令和5年の認知症高齢者数と知的障がい者・精神障がい者数を合わせた数は約9,600人、これに対しまして、本市の制度利用者数は約500人でございまして、約5.2%の利用となっております。もちろん、全ての認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者の方々が、直ちに制度の利用が必要という訳ではございませんが、現状認識としては、そのような状況にあります。

そして、制度が十分に利用されない主な理由といたしまして、成年後見制度の認知が十分でないことや、社会生活上の大きな支障がない限り制度が利用されない、また、申立費用や後見人等への報酬などの経費の負担が経済的に難しいといったことが挙げられます。

次に、本市の成年後見制度の利用促進に関してですが、成年後見制度の利用を促進する施策を整理して、総合的、計画的に進めるために、令和3年3月に「おだわら成年後見制度利用促進指針」を策定いたしました。

本審議会は、この指針に基づきまして、成年後見制度の利用上の課題を把握し、成年後見制度の利用促進に向けて、本市の取組を評価するとともに、今後の取り組むべき施策やその方向性の検討を行うために令和4年4月1日に設置いたしました。また、「おだわら成年後見制度利用促進指針」につきましては、令和4年3月に閣議決定された国の第二期成年後見制度利用促進計画を踏まえまして、本審議会において見直しのための審議を行い、令和6年に一部改正いたしました。

この指針では、「誰もが権利を守られ、自分らしく安心して暮らし続けることを地域で支え合うまち」を基本理念に掲げております。

また、基本目標である「制度の理解を深め、利用促進につなげる」では、成年後見制度の理解を促進するための普及啓発、目標の2つ目、「相談窓口を運営し、適切な支援を行う」では、成年後見制度に関する相談支援、目標の3つ目、「地域連携ネットワークを構築し

て、支援体制の充実を図る」では、成年後見制度の利用が必要な人を早期に発見し、必要な支援につなげるため、関係機関等との地域連携ネットワークの構築や市民後見人養成の取組を掲げております。

成年後見制度の普及啓発につきましては、市民向けの講演会や支援者向けの研修会など、幅広く行うものとの的を絞って行うものとをバランスよく行ってまいりたいと考えております。

成年後見制度に関する相談支援につきましては、これまでも地域包括支援センターや障がい者の相談窓口で成年後見制度の利用に関する相談に対応しておりましたが、その機能は今後も継続しながら、成年後見制度を専門的に扱う相談窓口を整備して、支援者や関係者からの相談に応じたり、市民からの個別具体の相談にも対応できるよう、令和4年10月に「おだわら成年後見支援センター」を開設いたしました。そして、その後、委員の皆様から、センターの愛称を付けた方がよいのではないかとのご意見をいただき、審議会でご審議いただき「TOMONI（ともに）」という愛称に決定したところでございます。

次に、地域連携ネットワークの構築ですが、これは成年後見制度の利用が必要な人を、様々な分野の支援者がチームとなって見守り、財産管理はもとより、身上保護を進めるため、支援関係者からなるネットワークを構築することでございます。このネットワークを構築する役割を「おだわら成年後見支援センターTOMONI（ともに）」が担っております。

次に、市民後見人の養成でございますが、これは後見制度の利用者が増えれば、それに応じた後見人等の担い手も必要となりますことから、後見事務ができる後見人の候補となる人材を養成する取組でございます。

こちらにつきましても、「おだわら成年後見支援センターTOMONI（ともに）」が、市民後見人養成講座を開講しております。基礎研修や実践研修、そして実際の現場の状況を学ぶ実務研修を経て、終了した方を市民後見人候補者として登録いたします。現在、第1期生と2期生を合わせまして、9名となる見込みでございます。なお、現在、そのうちのお一人を市民後見人として、家裁に審判請求しておるとこ

ろでございます。このケースにつきましては、市長の申し立てによる  
ところでございます。

このように、「おだわら成年後見支援センターTOMONI（ともに）」  
は、成年後見制度の普及啓発、相談支援、市民後見人の養成、そして  
権利擁護支援を必要とする方が、必要なときに適切に支援につながる  
ための体制を構築する「地域連携ネットワーク」の中心となる中核機  
関として、小田原市社会福祉協議会に委託し運営しております。

本審議会では、こうした成年後見制度の利用促進に向けまして、本  
市の取組状況の評価ですとか、今後の取り組むべき施策やその方向性  
の検討、また、国の計画の改定等に伴う本市の指針の見直しなどにつ  
いて、市に意見や提言をしていただくことが役割となってまいります。  
審議会の委員の皆様につきましては、任期は2年間でございま  
す。また、審議会は年2回、開催月は8月と3月を予定しております。

最後に、これまでの本審議会での審議内容について簡単にご説明さ  
せていただきます。

本審議会は令和4年に設立されまして、令和4年度には、国の第二  
期成年後見制度利用促進計画を踏まえ、「おだわら成年後見制度利用  
促進指針の見直し」や成年後見制度の利用促進のため、「申立費用及  
び後見人等の報酬の助成の拡充」についてご審議いただきました。

令和5年度には、引き続き、「おだわら成年後見制度利用促進指針  
の見直し」と「申立費用及び後見人等の報酬の助成の拡充」の審議、  
また、先ほども申し上げましたが、委員の皆様より「おだわら成年後  
見支援センター」に愛称があった方が利用促進につながるのではない  
かのご意見をいただき、「おだわら成年後見支援センターの愛称」  
についてご審議いただき、「TOMONI（ともに）」が愛称に決定いたしま  
した。

また、前回の審議会でご意見をいただきました後見人への郵便物の  
送付先の一括登録につきましては、現在、庁内において各課に諮り調  
整を行っているところでございますので、詳細につきましては本審議  
会にて、またご報告させていただきたいと考えております。

なお、成年後見に係る「申立費用及び後見人等の報酬の助成の拡充」につきましては、令和6年度予算が認められましたので、令和6年4月以降、拡充して実施しているところでございます。

説明については、以上でございます。

会長（議長）

ありがとうございました。只今の事務局の説明にご質問がありましたら、挙手をお願いいたします。

概要のご説明ということで、割と大卒な話だったかと思います。なかなか質問が出てきづらいところかもしれませんが、前年に引き続き委員をされている方は、前年に引き続きの進捗状況の確認とかですね、そういったところで気になるようなところがあればと思いますし、新しくこの審議会に参加されている方につきましては、特に何を指しているのか分からないということがあるかもしれませんので、忌憚のなくご意見、ご質問をいただければと思いますが、いかがでしょうか。近さん、どうぞ。

近委員

すいません。この4月から拡充されたという助成事業の内容を何かこう表みたいな形で公開っていうか、どこかを見れば見つけれられるみたいな、そういうものはあるのでしょうか。ちょっと口頭だと、分かりづらくて。あと、一応、昨年度の会議録はホームページに載っていたので、見てきたのですが、私がちょっと見つけれられていないだけなのかもしれませんが、どこかに行ったら教えてもらえるのでしょうか。

高齢介護課長  
（大野）

今、ホームページの方に掲載しておりませんで、今後、検討をしているところです。土業の方には情報提供ということで、お知らせはしているところです。以上です。

近委員

ありがとうございました。

会長（議長）

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。境委員、お願い

します。

今の報酬助成事業の件なのですが、4月から実施させたということで、非常に積極的な推進で、我々としては、成年後見に関わっている人間には、非常に好評です。みんな嬉しいと。無償でやっている人、たくさんおりますので。

それですね、その中で、小田原市だけではないのですが、これはどうなるのだということがあったので、小田原の方ではどうなっているのかというのをちょっと教えていただきたいのですが。

後見人の場合は、報酬を助成してもらったときは、被後見人さんの口座に入る、その助成金が。で、その被後見人さんの場合には、その助成金はその口座に入れば、後見人は自分の報酬としてもらうことができますから、これはいいのですが、保佐人と補助人の場合は、財産管理を保佐人、補助人がしていないときがあるのですね。それで、せっかく助成してもらったのだけれど、その被保佐人と被補助人が、「いや、渡すの嫌って」と言うのと、もらえないのです。こういう事例が、実際にもう起こっているのです。

小田原市もそうですけれども、神奈川は今もうやってないところが少ないくらい、どんどん助成が進んできていて、そういう現象が起こってしまったのですよ。そこをきっと小田原市も考慮はしてないと思うのですけれども、そういった場合どうするかということを考えていただけたらいいなと。

法律上の被保佐人と被補助人に支払うしかないのだとは思いますが、相模原市は保佐人と補助人の方に支払うことにしています。私もそれ聞いて、そんなことしていいのという感じだったのですが、私もそこまだ法律的なことを調べておりませんので、もし検討していただけたらというふうに思います。こういうこと、実際に起こって来るという感じです。これが1点目です。これは、あとで、経過があったら教えていただきたいと思います。

それから、もう1つ。市民後見人の方の審判が1つ進んでいると、我々もすごい講演やりましたので、良かったなと思って。他の街でも

|              |                                                                                                                                                                                                        |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|              | <p>市民後見人、たくさん選ぶのだけど、1 人も受任してないところがたくさんあるものですから、さっそく受任していただいたということで、当然、1 期目の方ですよ。お名前、まだ聞くわけにはいかないので。他にもそういう手を挙げている方いらっしゃいますか。</p>                                                                       |
| 会長（議長）       | <p>何かあるでしょうか。</p>                                                                                                                                                                                      |
| 高齢介護課係長（鈴木）  | <p>すいません。高齢介護課の鈴木と申します。</p> <p>今、こちらの方では、市民後見人が後見人として、あるいは補助人として、なるのにふさわしいであろうという案件があった場合に、市民後見人の方をお願いというか、打診を取る形をとっているのですが、実際、そういう事例がまた出てくれば、こちらから都度、市民後見人さんに声をかけさせていただければと考えております。</p>               |
| 境委員          | <p>市民後見人の方とその都度何か話したりするんですか、卒業された方と。</p>                                                                                                                                                               |
| 福祉政策課副課長（渡辺） | <p>福祉政策課の渡辺でございます。第1期生につきましても、研修が終わった後、そこで間があいてしまうと、また関りがなくなってしまうので、フォローアップ研修とか、事あるごとに、TOMONI（ともに）の方から声をかけさせていただいて、交流というか、つながりは持っている状況になります。毎月定例的に集まるとか、そういうことはございませんけれども、つながりは作っている状況でございます。以上です。</p> |
| 境委員          | <p>はい、わかりました。ありがとうございます。</p>                                                                                                                                                                           |
| 会長（議長）       | <p>はい。他に質問はいかがでしょうか。古澤委員お願いいたします。</p>                                                                                                                                                                  |
| 古澤委員         | <p>先ほどの、境委員の報酬助成の話で、ちょっと付け足しというか、お願いベースになってしまうかもしれないのですが、小田原市</p>                                                                                                                                      |

の報酬助成のお金の流れには、報酬助成の許可が下りた場合に、被後見人等の方々の通帳にお金が入って、被後見人の通帳から後見人が報酬をいただく流れなのですね。

市町村によっては、境委員がおっしゃったように、相模原市もそうですし、私の知っている大井町とかは、直接後見人の通帳に入れてくださるのですね、報酬を。市町村によって、やっぱり違います。確かに小田原市さんのお金の流れの方法を採っている市町村の方が多いには多いのですが、中には、他の市町村の方では直接後見人の通帳に入れてくださっているところもあります。

私としては、個人的には、できれば報酬助成の報酬金は、できたら後見人等の通帳に直接入れていただきたい。なぜかと言うと、先ほど境委員がおっしゃったように、被後見人の方、分かる方は自分がもらったと思うのですね。で、葉書も行きますよね、小田原市の場合。その被後見人の方に葉書が行くんですね。報酬助成として、お金が入りましたと。それで、それを後見人に渡してくださいって言う文章がないものだから、自分がもらったと勘違いして、「これ実はね、これごめんね、後見人の報酬なんだ。」ということではいただいているのですけれども、中にはそれで、気を落としてしまう方もいるんですね。後見人と被後見人の間の信頼関係も崩れてしまう場合がまれにあります。

だから、それを防ぐためにも、できたら後見人の通帳に直接報酬助成をしていただければ、こちらの事務手続き上も楽ですし、そういう被後見人等の方々と後見人とのトラブルが起きにくいと考えますので、いろいろと制度上の壁もあると思うのですけれども、検討していただければ幸いと思っております。よろしくお願いいたします。以上です。

会長（議長）

ありがとうございました。報酬の助成、助成金の渡し方について、委員お二人方からご意見、ご要望という形でお話がありました。特に事務局からコメントがなければ、今後のちょっと参考に。渡辺さん、お願いします。

|              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 福祉政策課副課長（渡辺） | <p>今の報酬助成の関係でございますけれども、以前までは、小田原市では、まず、報酬助成等の申請をしていただいて、決定しましたよと通知をお送りいたしまして、その後に請求書を出していただくような形をとっておったのですけれども、報酬助成等の拡充に合わせまして、申請の時に、申請書に振込先の口座も記入をしていただくような形にいたしました。</p> <p>市の法務の方と確認をいたしますけれども、申請書に後見人の方等の、もしくは保佐人、補助人の方等の口座をご記入をいただければ、そこに振り込む形ができるのですけれども、こちらの内部のお話になって恐縮なのですけれども、会計のところ、経理の方がうまくいくかどうかというところもありますので、その辺をもう一度、私共の方で確認をさせていただいて、うまくご要望を受けて対応してまいりたいと思います。以上でございます。</p> |
| 会長（議長）       | <p>ありがとうございます。山崎委員。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 山崎委員         | <p>山崎です。弁護士的な発想なのですが、その報酬助成の申請っていうのは、後見人等が申請しているという立付けなのですか、被後見人がやっているって話ではないですよね。後見人等がやっているってことですよね。そうだとすると、たぶん、その報酬助成というのが、誰に対する助成かという話なのです。被後見人に対する助成だということであれば、被後見人の口座に入れなければいけないのだけれども、成年後見人等に対する助成だということであれば、成年後見人等の口座に入れるのが筋だと思うので、たぶん、それが制度上どういう立付けになっているのかって確認いただければいいのかなと思います。</p>                                                                                              |
| 会長（議長）       | <p>渡辺さん、お願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 福祉政策課副課長（渡辺） | <p>今、お話があったとおり、被後見人への助成という形に要綱上はなっておりますので、決定自体は被後見人の方にするわけなのですけれ</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

会長（議長）

ども、実際の振込先について、自分の口座でないところでも大丈夫と  
いうことを、何か担保するようなやり方を検討させていただきたいな  
と思っているところでございます。

よろしいでしょうか。ご検討いただけるということですので、引き  
続きよろしく願いいたします。他にご質問はありますか。それで  
は、ご質問も尽きたようですので、報告事項（ア）「小田原市後見制  
度利用促進審議会の概要等について」を終わります。

次に、報告事項（イ）「おだわら成年後見支援センターTOMONI（と  
もに）の運営状況等について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

社会福祉協  
議会（馬澄）

それでは本件につきまして、社会福祉協議会、馬澄から説明をさせ  
ていただきます。

資料番号5「おだわら成年後見支援センターTOMONI（ともに）の運  
営状況」をご覧ください。

先ほど市から説明がありましたが、おだわら成年後見支援センター  
TOMONI（ともに）は、令和4年10月に小田原市が開設し、私ども社会  
福祉協議会、社協が運営を受託し、取組を進めています。本日は、令  
和6年度事業計画・方向性にに基づき報告をさせていただきます。

初めに1の運営目標ですが、記載のとおり、おだわら成年後見制度  
利用促進指針に基づきまして、成年後見制度に関する普及啓発・相談  
窓口の運営、また、地域連携ネットワークの構築など、こうした取組  
を通じて、必要な人が必要なときに利用できるよう制度の利用促進を  
目指すものとしてございます。

2の令和6年度事業計画の方向性ですが、（1）の普及啓発関係の  
①広報では、ホームページについて、5月に大幅な更新作業をしたと  
ころでございます。更新内容は、中核機関業務の1つの要素である  
「相談」について、その内容及び対応が体系化されつつあるので、こ  
れまで公開していたホーム画面の1画面としていましたが、ホームの  
下層ページとして「相談のひろば」を新設しました。

「相談のひろば」の内容は、TOMONI（ともに）に多く寄せられる相談と対応状況という項目で、「このような内容の相談には、こんな対応をしています」というものを5事例紹介するとともに、相談申込専用フォームを設置しました。併せて士業関係相談窓口・関係機関一覧という項目で相談窓口等の紹介や最高裁判所の企画による「後見人の事務」という成年後見の手続説明の動画を掲載しています。

次に②講演会等につきましては、昨年度からの継続になりますが、講演会と相談会を11月22日に計画しています。なお、昨年度の状況につきましてご報告いたしますと、講演会は今年度計画している講師と同じ川端先生に来ていただき、「まるわかり成年後見制度」と題して制度の説明をメインとしたお話をしていただき、約110名の参加がありました。この110名の内訳ですが、福祉関係者や団体に属さない市民の方々が約25%で最も多い属性となりました。また、その後の相談会では、5士業の先生方と連携し、ワンストップでの相談対応を目指して同日開催し、7件の相談に対応しました。

今年度の講演会は「もっとわかる成年後見制度」というキャッチフレーズで、制度を分かりやすく説明していただくとともに、国で進められている制度の見直しに向けた動向等にも触れていただくことを考えております。また、コスモス成年後見サポートセンター神奈川支部小田原西地区でも、従来から同時期に講演会と相談会を開催してきた経緯があるため、昨年度から共催事業として位置付けをさせていただいております。

なお、本事業の広報につきましては「広報おだわら10月号」に掲載するとともに、昨年度同様チラシを作成し家庭裁判所、公証役場をはじめとする各士業団体、市内全ての金融機関、11の総合病院、高齢・障がいの施設、タウンセンターなどの市の施設などに配架を依頼する予定になっております。

さらに今年度では、この講演会と相談会の他に丸新のマークを付けてございますが、「テーマ別の講演会」や「少人数セミナー」などの複数の企画を考えております。資料にも記載しましたが、これらの相談対応の結果、市民等からのニーズがあるものとして計画をさせてい

ただいております。

次に資料の２ページ目をおめくりください。（２）の人材育成関係につきましても、こちらも小田原市からの受託になりますが、市民後見人養成事業について、地域福祉活動計画にも位置付けた５か年の年次計画に基づき実施をしております。

実績といたしましては、令和３年度から５年度にかけて第１期生が基礎研修、実務研修及び実務実習を受講し、昨年度に５名が市民後見人候補者名簿に登録しました。第２期生は令和４年度から６年度にかけて１期生と同様の課程を受講し、ちょうど今月で４名の受講者が最終課程である実務実習を修了したところでございます。この４名につきましては、今後、小田原市で開催される名簿登録審査会後に登録への流れとなりますので、今年度には１期生と２期生あわせて９名が市民後見人候補者名簿に登録されることが予測されるところとなります。TOMONI（ともに）といたしましては、このような流れのなかで、記載のような支援や研修を計画しております。

なお、実務実習については後見人等と同行して被後見人等に対する活動を１年間実習する場ではありますが、社会福祉協議会の法人後見事業だけでは実習の場が不足しているため、行政書士の先生に一部受講者の実習受入れ及び指導をお願いしております。

次に（３）相談支援関係といたしましては、資料に記載のとおり親族後見人等への支援も視野に入れた定期相談会の開催を検討しております。

次の（４）の地域連携ネットワーク関係ですが、国では成年後見制度の中核機関は、地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる機関という位置付けをしております。また「第二期成年後見制度利用促進基本計画」においては、地域共生社会実現のための要件として「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」を掲げております。こうした動向を踏まえて、先日８月２２日に第１回目の地域連携ネットワーク会議を開催したところでございます。本日もご出席の委員の皆様におかれましては、ネットワーク会議にご出席いただいた方もいらっしゃいますが、当日の会議の内容を改めてご報告いたしますと、資料に記載のメ

ンバーで開催し、各機関、団体が行っている成年後見制度に対する普及啓発活動等の状況について情報交換を行いました。

さらには TOMONI（ともに）の事業計画に対する協力依頼ということで、特に本日の資料で丸新のマークがついている各種講演会、定期相談会の開催について提案をさせていただきましたところ。各種提案については、おおむねご賛同をいただきましたので、これから、開催に向けての具体的な調整段階に入るところであることをご報告いたします。

次に資料の3ページ目をご覧ください。3の相談支援の状況について、開設以来の推移でご報告いたします。

初年度は半年間、2年目は1年間、本年度は7月までの4か月間という具合に、年ごとで異なる期間での比較ではありますが、これを実数ではなく割合でみたところ、特徴的な傾向も現れてきましたので、その部分はグラフでお示するとともに、コメントを記載させていただきました。

(1)の相談内容別の件数ですが、令和6年度については、法定後見に関する具体的な事例を伴う相談割合が多くなり、過去に寄せられていた制度一般等の相談は無くなる反面、制度以外で、相続や銀行での手続に関する相談が寄せられるようになりました。相続に関してはセンター長による助言や各士業団体の相談窓口の紹介で対応をしております。

また、本資料では継続相談の人数も示しています。継続といっても回数的には、多くは2回目で終了しており、令和5年度までの継続相談については同年度内で全て完結している状況です。相談終了後、実際に制度利用に至ったか等の追跡については行っておりませんので、ご承知おきください。

次に4ページ目をおめくりください。相談方法といたしましては、広報の部分でも触れました「相談申込専用フォーム」が、新たな相談手段として活用されるようになりました。

相談内容としては、申立て支援が増加傾向にあります。親族等が申立書類の準備をするにあたり、TOMONI（ともに）として直接的な書類

の作成はしませんが、令和5年度以降は準備をする際のポイントであったり、不明な部分に対する説明などの助言という形での支援を行うようになり、親族等のニーズに具体的に応えられるようになってきました。

最後に6ページ目をおめくりください。相談者の属性としては、これから制度を利用しようとしている対象者の配偶者・子ども・親族が圧倒的に多くを占めています。また、参考資料として、神奈川県社会福祉協議会から情報提供がありました、「成年後見人等と本人との関係別件数」をお示ししておりますが、成年後見人等及び任意後見人と本人との関係別の属性については、小田原市において最も多い属性は親族の185人となっている状況です。それらを踏まえて、7ページ目の状況4にコメントを記載しておりますので、ご覧いただければと思います。

以上でTOMONI（ともに）の運営状況等についての説明を終わります。

会長（議長）

ご説明ありがとうございました。只今の事務局の説明にご質問がありましたら、挙手をお願いいたします。

センターTOMONI（ともに）のこれまでの具体的な事業の報告から、今年度以降に向けた事業の展望といったところに触れていただいたかなと思いますが、いかがでしょうか。古澤委員お願いします。

古澤委員

すいません。2の(3)ですか、2ページの相談支援関係のところの件なのですが、「親族後見人等も視野に入れた」とありましたが、僕の記憶が正しければ、昨年度、親族後見人を対象に、お話し合いをしましょうかって、確かそんな提案があったのですが、来なかったですね。

社会福祉協議会  
事務局 長  
(遠藤)

はい。募集をかけ、周知もしたところなのですが、実際のところは、どなたもご参加なかったという状況です。

|                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 古澤委員             | 私としては、すごくいいことだと思っていますので、できたら継続して、どなたか参加していただいて、親族の方も結構孤独になりがちに、成年後見活動されているというお話も聞きますので、是非とも親族の方も参加できるような活動をしていただければと思います。以上です。                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 会長（議長）           | ありがとうございました。他にいかがでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 福祉政策課副<br>課長（渡辺） | 会長。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 会長（議長）           | 渡辺さん、お願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 福祉政策課副<br>課長（渡辺） | 今の副会長のお話の補足なのですが、今、市の方でも TOMONI（ともに）の方とその辺のところを話しておりまして、前回の審議会の中でもそういうお話があった中で、やはり、親族後見人さんの方、こういうのやるから来てくださいと言っても、やはり、なかなか集まらないだろうというのがありまして、そこで考えている最中ですが、まずはこの定期的に相談会をやって行く、そうすると、おそらく、親族後見人の方も相談に来るだろうと、そういったところで、まず TOMONI（ともに）とつなぎながら、交流会、サロンみたいな形、そういったところに発展するようなやり方でやっていかないと、なかなか集まってこないのかなという話をしているところですので、まずは定期的に相談できるところを作って行きながら、そこから親族後見人の方の交流を図るようなところを、そういったものを作っていけたらいいかなというふうに考えているところでございます。以上です。 |
| 会長（議長）           | はい。補足のご説明ありがとうございました。他にいかがでしょうか。境委員お願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 境委員              | 地域連携ネットワーク会議の開催ということで苦労様でした。いろんな議論をしたのですが、ここまで進めていただいて、感謝い                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

たします。ここにですね、家庭裁判所は呼ばないですか。裁判所が来るかどうかなのですけれども、これも各地域によってすごい差があるのですけれども、横須賀なんかはどんどん来るんです、裁判所の方。横浜は一切来ないですね。小田原の裁判所って。

（「1回来た」との声あり）

今の親族後見人のお話で、一番困っている親族の人は、裁判所に行っているはずなんです。裁判所に TOMONI（ともに）ではこういうことやっているんですよ、と言うと、裁判所はあっち行ってくださいっていうようなこともあるかもしれないなっていうのが1つあるのと、あと他に裁判所の中のいろいろ困っていることを聞くっていうのは非常にいいことで、我々、弁護士さんはよく分かりませんが、行政書士さんも司法書士さんも裁判所と、そういういろいろ会合をやりたいたって言うても、忙しくて駄目ですって断られるのが常なのですけれども、社協さんとか、こういう中核機関の審議会から是非参加してほしいって言ったら、きっと出てきて、いろんな情報が得られるのではないかなと思いますので。

山崎委員

正直に言うと、多分各市町村単位で呼んでも来ないと思います。書記官人数がそんなに多くないので、日中に小田原市さんに来てくださいと言ってもたぶん現実的に難しいと思うのですよ。もし家裁を呼ぶのでしたら、それこそ、この県西地域の中核機関、みんなで集まるから来てくださいと言われたら来るかもしれない。分からないですけれども。各市町村段階で呼んでも来てもらうのは難しいと思います。

会長（議長）

ご意見ということで、ご承知おきいただければと思いますが、特に家庭裁判所をネットワーク会議に出席してほしいとか、親族後見人に関する働きかけみたいなのも含めて、家庭裁判所とのやり取りとかは何か、現状されていることがありますか。なければいいで結構です。

高 齢 介 護 課

市民後見人の選任の関係では家庭裁判所とやり取りをさせていただ

|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (海老原)               | きました。                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 瀬戸委員                | これは、相談件数のことですが、私としましては、中核機関の方、包括とか社協のまると相談とか、その方たちが、ここには数に入っていないと思いますけど、すごく進めていると思います。中間組織の人たちが、すごい一生懸命やってくださっているし、近さんなんかも、連携取らせてもらっているのですけれども、本当に包括も頑張ってくれているので、ここだけの数ではないと思います。                                                                                                                                   |
| 会長（議長）              | ありがとうございます。ちょっとすいません。一個戻ってしまいますけれども、家庭裁判所の関係で。                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 社会福祉協議会事務局長<br>（遠藤） | 先ほど家庭裁判所との関わりといったところで、ご意見いただきましたけど、先ほど副委員長の方からもありました、親族後見人とのサロンといったところで、昨年令和5年度予定をしたところで、裁判所の方に、広報誌、自治会誌等をお持ちさせていただいて、対象者の方がいらっしゃるということであれば、そのご案内を依頼させていただいたりとか、そういうご依頼をさせていただいた経過はございます。                                                                                                                           |
| 会長（議長）              | ありがとうございました。では、山崎委員、お願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 山崎委員                | 今の家裁との関係の話なのですが、この辺、小田原の管轄っていうのは、横浜家庭裁判所小田原支部っていう場所なのですが、この管轄というのが、弁護士会の県西支部と同じで、厚木、平塚から西全部なのです。要は市町村がめちゃくちゃ多いのです。横須賀は、多分横須賀オンリーで、横須賀ともう一個ぐらいかな、だから、その市と裁判所の支部が密に連携できるのですけれども、小田原はやっぱり各市町村めちゃくちゃ多いので、各市町村でそれぞれ、私たちもそうなのだけれど、弁護士を派遣するって、結構大変ですし、多分、裁判所の方もそこにばらばらに派遣するのは、相当難しくって、実際にできないと思います。私としては中核機関と家裁の小田原支部とのつなが |

りというのは、ある程度持っていた方がいいと思っていて、私たち弁護士もその県西支部と家裁の小田原支部と定期的に意見交換でもないけど、情報交流の場というのを年に1回ぐらい今設けているのですね。

なので、おそらく年1ぐらいの単位で、県西支部の中核機関と家裁小田原支部との交流会でもないけど、意見交換会とかいう形で企画をすれば、芽はあるのではないかと思います。多分、家裁小田原支部として、各市町村の中核機関がどういうことやっているかを知りたいはずですし、あと後見の制度自体もまたこれからどんどん変わっていくとか、申立ての書式のひな型とかも、実はどんどん変わって来ているのですね。その辺の情報提供を家裁の方もしたいと思っているはずで、私たち弁護士にはその定期的な交流みたいなところで、情報をいただけるのですけれども、各市町村にどうやって提供するかっていうのは、小田原支部の家裁の方でも多分考えているのではないかと思いますので、他の中核機関と混ぜてやりませんかという話だったら乗ってくるのではないかなと、私としては思います。

会長（議長）

ありがとうございました。是非、広域でも結構かと思しますので、家庭裁判所の方に来ていただけるような会議体を設置というか、実施、開催していただければなと思いますので、よろしくお願いいたします。

他にいかがでしょうか。今、先ほど瀬戸委員の方から相談の件数、相談の内容に関するご指摘がありました。資料の方も数ページにわたって相談内容を分析していただいて、ご報告いただいたところです。この辺り特に何かあれば、お伺いしたいと思いますけれども。

私の方から1つ。相談を続けていく中で、センターとして相談を承っていく中で、ある程度こう体系化された相談があることが分かって、それをホームページ上で公開するようになったという報告がありましたけれども、実際、その体系化されたっていうのですかね、典型的なという意味なのかもしれないですけれども、その辺はどういった相談なのかというのを、もし可能であれば1つ2つご紹介いただけた

|                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                  | <p>いかなと思います。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| <p>社会福祉協議<br/>会事務局長<br/>(遠藤)</p> | <p>先ほどホームページの中で、事例を5件ほど紹介させていただいているという、その件でよろしいですか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| <p>会長(議長)</p>                    | <p>はい。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| <p>社会福祉協議<br/>会事務局長<br/>(遠藤)</p> | <p>まず、成年後見制度の利用が必要になったときに、まずはどうしたらいいのかといったような中で、そもそも、成年後見制度ってどういうものなのではないかというような質問項目を立て、それに対する回答をさせていただいています。</p> <p>それから、申立ての書類を見たけれども、自分も含め、親族では申立てに必要な書類の作成や手配ができませんといったときに、どのような依頼の方法があるのかといった事例とか、実際に申立書類を作成中なのではというところ、準備することやまだ内容がなかなか分からないことがあるので、そういったものを教えていただきたいとか、そういうような事例を5件ほどホームページ上には掲げさせていただいております。</p> |
| <p>会長(議長)</p>                    | <p>ありがとうございます。他にいかがでしょうか。中山委員、お願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| <p>中山委員</p>                      | <p>質問なのではけれども、3ページの真ん中のグラフ。これで、任意後見が件数、それからパーセンテージとも減ってきているのですが、何か理由があったら教えてほしいのですが。</p>                                                                                                                                                                                                                                 |
| <p>会長(議長)</p>                    | <p>いかがでしょうか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| <p>社会福祉協議<br/>会事務局長<br/>(遠藤)</p> | <p>明確な回答になるかどうかは分かりませんが、やはり当初はどうしても成年後見制度、制度自体に対するいろいろな基本的な質問が多かったのだと思うのです。それが、いろいろな周知等をさせていただ</p>                                                                                                                                                                                                                       |

いた結果、法定後見のご質問というのが増えてきているのかなと。その中で、ちょっと任意後見が減っているといったところでは、逆に法定後見を知りたいという方が多くなってきているような傾向にあるというふうに見ております。

中山委員

私の感触ですと、法定後見よりも任意後見の方が一般的に取りかかりやすい、扱いやすい、このように感じているのですけれども、実際は多少違うかもしれませんが、そういうふうに一般的に思うのですけれども、でも任意後見が減っているというのがちょっと、私としては不可解かなというふうに。どうもありがとうございました。

会長（議長）

伊藤委員をお願いします。

伊藤委員

6 ページの対応について 2 つなのですけれども、センター長の対応と他機関の調整などの確認というのは、どういったところと調整をしているのかと、センター長さん、多分弁護士の方がセンター長だと思うのですけれども、どういった内容を対応しているのか、教えていただければと思います。

会長（議長）

ありがとうございます。いかがでしょうか。

社会福祉協議会（馬澄）

センター長の部分につきましては、相談内容の中で、相続であったりとか、そういった部分に関連する部分は、センター長に入ってもらい、対応の方をしております。

他機関調整の部分では、地域包括支援センターだったり、障がいの機関であったり、そういった所につないだケースを件数として入れております。以上です。

会長（議長）

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。中井委員をお願いします。

|              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 中井委員         | <p>単純な質問なのですが、市民後見人養成事業というのは、休止されているということが書いてあるのですが、これはもうあまり必要がないということなのか、どういうことでそうなっているのかと、あとは、これを小田原市が養成されているのか、TOMONI（ともに）というグループとして募集されて、養成しようとしているのか、教えていただきたいと思います。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 会長（議長）       | <p>市民後見人の養成に関するご質問ということで、よろしくお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 福祉政策課副課長（渡辺） | <p>市民後見人の養成の関係でございますけれども、養成自体は小田原市の事業として養成をやっておりまして、実際にその講座を開いたり、そういったところは、小田原市の中核機関といって、その成年後見の利用促進ですとか、普及啓発ですとか、そういったところを小田原市から委託して社協さんに実施していただいている「おだわら成年後見支援センターTOMONI（ともに）」、こちらの方が主体となってやっているという形で、小田原市から受託して、社協さんがやっているという形となっております。</p> <p>もう1点、市民後見人の養成は、今、一時中止しているところなのですが、先ほどもお話ありましたけれども、この8月で順調にいけば、2期生までで9名の方が養成が終わって、市民後見人の候補者として登録をしていただく予定になっているところなのですが、先ほどもお話ししたとおり、今実際に養成はしたのですが、その受任するケースですね、後見人ですとか、補佐人とか、家庭裁判所の方から受任するケースとして適当なものがそんなにたくさんあるわけでもないというところもございます。そうすると、養成したはいいいけれども、活躍の場がなくなってしまうというところもありまして、今年度は、第3期生の募集とかは、ストップしているところなのですが、ここで何件か、高齢の分野で市民後見人の方についていただくのが適切ではないかというようなケースも出てきているようでございますので、その辺のところのバランスを見ながら、やめて</p> |

しまうわけではなくて、需要と供給ではないですけども、そういったところのバランスを見ながら、継続的にやって行きたいなというふうに考えているところでございます。以上です。

会長（議長）            中井委員、よろしいですか。

中井委員                はい。さっき言われていた、法定後見人の養成ということで、これになった方は任意後見とかに従事する人ということはないということですね。

会長（議長）            養成された市民後見人さんが、任意後見契約を結べる人材となりうるかどうかということですか。

福祉政策課副  
課長（渡辺）            はい。今のところは、成年後見制度の利用が必要なのですけれども、ご親族とかに、その成年後見人の審判請求申立をする方が、身寄りの方がいらっしゃらないですとか、身寄りの方が無関心であるとか、関わりを持ちたくないとか、そういった場合には、市長の方でご本人に代わって、家裁の方に、申し立てをするのですけれども、今、そういった案件を中心に、市民後見人の活動の場というのをお願いするような流れになっているところでありますので、任意後見の方までは、今は難しいかなというふうに思っております。

今回、具体的に審判請求している件も、市民後見人さんお一人ではなくて、社会福祉協議会さんの方で、法人後見という、法人が後見人になるという、そういう制度もあるのですけれども、社会福祉協議会の法人後見と市民後見人さんのペアで後見人の役割を担うというような形で、手続きを進めているところになります。

前回の審議会でも、市長申立て以外にもいろんなやり方があるのではないかというふうなことで、委員の皆様からご提案いただいてるところでございまして、そういったところも、すぐに進むというわけではないかと思っておりますけれども、そういったところも視野に入れながらやっていきたいというふうに思っているところでございます。以上

|              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|              | です。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 会長（議長）       | ありがとうございました。他にいかがでしょうか。中山委員、お願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 中山委員         | ちょっと突っ込んだ話になってしまうのですが、市民後見人の1期生が1人、後見人、裁判所から審判が決定されるというような話がありましたけれども、小田原市としては、市民後見人はあくまでも法人後見でやって行くという方向性を持っていらっしゃるのでしょうか。その辺を教えていただければありがたいです。                                                                                                                                                                                                                                       |
| 会長（議長）       | 事務局いかがでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 福祉政策課副課長（渡辺） | 今回につきましては、社協さんの法人後見との複数後見という形をとったのですけれども、まだ始めたばかりということで、市民後見人さんに、もちろん研修等はしっかりと受けていただいているわけなのですけれども、実際に現場に行ったときに、いきなりご本人だけというのは、ちょっと荷が重いところがあるかもしれないと、そういったところで、今回、まずは複数後見という形で進めさせていただいています。この辺のところは、事前に家庭裁判所の方にも相談に行きまして、小田原市の方でも養成が済んだので、これから市民後見人の方、活躍していつてもらいたいと思っているといったお話の中でも、やはり最初は複数後見から始めたらどうですかというような助言もあったところでございます。なので、市民後見人の方々が経験を積んでくれば、単独受任というのもあり得るとは考えております。以上でございます。 |
| 中山委員         | ありがとうございました。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 会長（議長）       | 他にいかがでしょうか。山崎委員お願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

山崎委員

質問が2点あるので1つずつ。

まずは普及啓発関係の広報の関係なのですけれども、一応ホームページを運営されているということで記載があるのですが、このホームページの更新等業務以外に広報関係でお考えのことはないのでしょうか。

会長（議長）

まず、1点目の質問ということで、ご回答いただければと思います。

社会福祉協議  
会 事務局 長  
（遠藤）

社協の方で、「社協おだわら」という広報誌を年4回発行しております。そうした中で、何かお出しできるものがあれば、そこでも啓発をさせていただこうかなと思います。これは、全戸配布になっておりますので、そういう機会に提供できるものがあればと思っております。はい。

山崎委員

すいません。私の実家もその辺なので、よくやっぱりタウンニュース見ているのですよね。タウンニュースで同級生が出てくると、同級生いたよ、とすぐ連絡がくるぐらいなのですが。何かホームページよりも、そういうタウンニュース的なもので情報を得ている世帯は、やはり多いと思いますので、そういうもので定期的に広報をかけるっていうのが大事なのかなというのが、私の意見です。

そのタウンニュースに載せるのに費用がかかるのかどうか、ちょっと分からないのですけれども、そこについては、中核機関とかで、小田原市さんと調整して、いろんな広報の仕方あるのではないかと思います。

例えば、それだけではなくて、私昔やったことがあるのだけれど、住民票とか戸籍取るときに封筒を渡されるではないですか、小田原市の。あそこの下に土業の広告とか出ているのですけれども、多分期間でいくらか、確か払っていたと思うのだけれど、あれに載せるというのも。その金額どれくらいになるかというのは分からないですよ。それも、例えば、ある程度、小田原市の方がサービスしてくれるのだっ

たら、それに載せる、一枠それに埋めてしまうというのもありうるだろうし、あとはその2階の液晶ビジョンで何か流れている広告があるではないですか。住民票とか取るの待っている間に。あれも例えば10秒だけ流すとか、いろいろ多分やり方あると思うのですよね。

そこはやっぱり中核機関として、もう少し広報というところに力を入れるとすると、その辺はやっぱり小田原市さんと協議しながら、コストを考えながら、いろいろコストをかけずにやる方法が、多分他にもいろいろあるのではないかなと思いますので、その辺はもう少し広報を検討されたらいいのではないかと、私としては考えています。

2点目の質問なのですけれども、講演会等の計画を新たに研修会だとか立てられているというふうに記載があるのですが、これはもう今年度中に何かやることが、具体的に決まっているのか、それとも、おいおい決めていくという話なのか。例えば、日程の広報日だとかがある程度決まってるものがあれば、ちょっとお教えいただきたいなと思っています。以上です。

会長（議長）

お願いします。

社会福祉協議  
会事務局長  
（遠藤）

はい。先ほどの説明の中で、まず講演会ですね。これ資料にも記載のとおり、11月22日の金曜日に開催を予定しております。こちらについても、先ほど周知・広報といったところでも関連はありますけど、先生から今お話がありましたようなタウンニュースですとか、民間の新聞機関とか、広報機関とか、そういった所にもちょっと投げかけをさせていただこうと。それから、当然、各公共機関、病院も含めていろいろな窓口がありますので、これはいろいろな所にチラシの方を配架させていただこうかなと思っております。

あと、資料に書いてあります、丸新という講演会等セミナーなのですが、こちらの方は、まだ、実は先ほども説明しましたとおり、先週の22日にネットワーク会議を持ちまして、皆さんにご了解をいただいたといったところで、これから、また具体化して日程等を詰めていこうかなと思っているところでございます。

|                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会長（議長）           | 渡辺さん、お願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 福祉政策課副<br>課長（渡辺） | はい。今、広報の関係でタウンニュースのお話ありました。実現するかどうかは分からないのですが、今ちょっと話しているのは、今回ここで市民後見人の方、もしかすると受任されるかもしれないというところにありますので、それが受任されたときに、新しく第1号というような形で、タウンニュースさんにインタビューしていただくなりして、人物紹介みたいな形で何か記事にできないか、というような話はちょっとさせていただいているところです。実現するか分かりませんが、そのような案はございます。以上です。                                                                                                                                                                                                    |
| 会長（議長）           | <p>ありがとうございます。ああいう広報誌も広告として依頼をかけるとお金がかかって、記事として掲載していただけると、お金がかからないという話を聞いておりますので、うまく活用していただければなと思います。</p> <p>他にいかがでしょうか。境委員どうぞ。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 境委員              | <p>今の広報の関係、これはちょっと付け足しなのですが、我々行政書士会も相談会をいろいろやっています、一番効果があるのは市の広報です。あれを見て来る人がほとんどです。毎月1回必ず出ますので。社協さんのは3か月に1回しか出ないので、忘れてしまう人が出てきてしまうのですが、市の広報の相談会って、弁護士さんとかいろいろ載っていますよね。あれを見ている人はかなり多いです。地域安全課の方で聞くと、もう広報は一杯一杯だってよく言っていますから、ちょっと検討されたらどうかなと思います。</p> <p>それはそれなのですが、相談の件で、ここにも書いてあると思うのですが、申立書を作成する支援というのが結構増えてきている。私もそう思うのですよね。実際に自分で出そうとして、私のところなんかには相談に来る人が結構います。自分で書こうと思って裁判所に行って、その申立ての用紙が、ぱっと封筒で渡されるのですよね。あれ見た瞬間、こんなもの自分で書ける訳ないではないかっていう話</p> |

になって、それでいろいろ書き方とかを聞いてくる場合がありますけれども、それで、この申立てが最近増えてきていますけれども、この相談で、これなら書けるというところにまでいけますか。

最後は、申立書の作成代理は弁護士さんと司法書士さんしかできないのですよ。裁判所に出す書類ですから。我々もできないのですね。我々は援助ぐらいはできるのですけれども。こうやって書きなさいっていう。社協さんは、そういうのをどうやって、どこまでどうやって、受けてやっているのかなと思って。最後は弁護士さんをお願いしてくださいとなってしまうと、弁護士さんに聞いたんだけど、ごめんなさいね、費用がすごいんだというふうになってしまったりするのですけどね。それは何かお考えあったら教えてください。難しい問題だとは十分承知していますけれども。

社会福祉協議  
会（馬澄）

はい、ありがとうございます。境委員のおっしゃるように、書類をまず封筒から出してっていうところのお手伝いをすることが多いです。家裁にもらいに行って、そのまま家裁の方で何か困ったことがあったら、おだわら成年後見支援センターに行ってねっていう言葉をもらって、そこから直接、家裁から社協の方に来られる相談が多く、一緒に書類封筒開けて、これはいる書類、いらない書類っていうのを分ける部分のお手伝いをすることが多いように感じます。

また、そういった相談に来られる方は、比較的小さい方、50代、60代、ご自身の親のことをやったりとか、障がいのお子さんをお持ちの親の方が相談に来られる方が多いので、どちらかというと、その相談に来られる方で、ご自身で少し助言をしたら、準備をしたり、書類を記載されているという方々が多いように感じます。以上です。

境委員

では、意外に、それなりの知識を持った人がやっているのですね。

私のところに来るのは、これ見た瞬間にできないと思いましたっていう人が結構来るので、知り合いの弁護士さんとか司法書士さんに相談したりするのですけれども。わかりました。

会長（議長）

ありがとうございました。他にご質問はありますか。それでは、ご質問も一旦尽きたようですので、「おだわら成年後見支援センターTONOMI（ともに）の運営状況等について」の報告を終了させていただきます。

次に、議事事項の（３）「その他」ですが、せっかくの機会でありますので、委員の皆様から成年後見制度の利用促進に関して、情報共有や情報提供をしたいことなどがあれば、ここでご発言いただきたいと思いますが、何かございますでしょうか。特によろしいでしょうか。それでは、ご発言もないようですので、議事事項の（３）「その他」を終わります。

次に、次第の７「次回会議の日程等について」事務局から説明をお願いいたします。

福祉政策課長  
（石井）

それでは、２点ほどご連絡をさせていただきます。

まず、第２回の本審議会の開催日程につきましては、令和７年３月の最終週を目安に開催し、おだわら成年後見支援センターTOMONI（ともに）の運営状況の報告などをさせていただきたいと考えております。具体の開催日につきましては、会場の手配等ができましたら、改めてご通知させていただきますので、よろしくお願いいたします。

２点目に、本日の会議にご出席いただいた分の委員報酬につきましては、おおむね１か月以内にご指定の口座にお振込みする予定であります。振込のお知らせは、特にいたしませんので、必要に応じてご記帳等によりご確認いただければと思います。以上でございます。

会長（議長）

ありがとうございました。只今の事務局の説明につきまして、ご質問がありましたら、挙手をお願いいたします。

ご質問がないようですので、次第の７「次回会議の日程等について」を終わります。

ここで、福祉健康部長から皆様に一言ご挨拶がございます。よろしくお願いいたします。

福祉健康部長  
(鈴木)

はい。本日は、長時間にわたりまして、ご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。また、会議の中で、いろいろと前向きなご提案もいくつかいただいたところです。早速持ち帰って、できるところはやって行くような形で検討させていただきたいと思います。

本日は、冒頭に市長の方から委員の皆様に委嘱状の交付をさせていただきました。この審議会が設置されてから初めての委員改選ということだったのですけれども、今回また4名の皆様が新たに加わりまして、冒頭のところでいろいろ成年後見制度の概要等をご説明させていただいたところでございます。

また、TOMONI（ともに）の運営状況等についてもご説明をさせていただきました。成年後見支援センターTOMONI（ともに）が開業しまして、約2年が経とうとしておりまして、相談件数等も徐々にですけども、増えてきているところでございます。

委員の皆様とは、この審議会を通じて、成年後見制度の利用促進に関わります本市の課題や取組を共有しながら、今後の取り組むべき施策やその方向性について、いろいろと考えてまいりたいと思いますので、どうぞ忌憚のない、皆さんそれぞれのお立場からのご意見を賜りたいと存じます。

2年間にわたりますけども、我々としまして、成年後見制度の利用の促進、それから、市民の皆様の権利擁護の取組を更に進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。

今日は、どうもありがとうございました。

会長（議長）

ありがとうございました。これで、本日の日程は全て終了となります。

皆様のご協力により、滞りなく会議を進めることができました。この場を借りて、お礼を申し上げます。

それでは、これを以って、令和6年度第1回小田原市成年後見制度利用促進審議会を閉会といたします。

皆様、お疲れさまでした。

一同

お疲れさまでした。ありがとうございました。